



◆町が条例・規則等で定める必要があるもの

①地域型保育事業の認可基準⇒「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」

地域型保育事業所を行う者は、市町村の認可を得て事業を行うことができるものであり、市町村は、事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

②給付の確認制度

新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、教育・保育施設または地域型保育事業の認可とあわせ、市町村の確認を受けることが必要となっており、市町村は、確認に必要な運営に関する基準について、条例を定めなければならない。

③放課後児童クラブ設備及び運営に関する基準

放課後児童クラブを行う者は、市町村に届け出て事業を行うことができるものであり、市町村は、事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

④利用者負担

利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担を基本とした共通の仕組みとなり、国が定める水準を限度に、世帯の所得その他の事情を勘案して市町村が定めることになっている。

※利用者負担の国として定める水準については、現行の幼稚園や保育所における階層区分ごとの保育料を基本に、公定価格と同様、平成26年5月に示される予定としている。

⑤保育の必要性の認定

市町村は、保護者からの申請を受け、保育の必要性を認定した上で、教育・保育等にかかる給付を支給する。

支給認定では、満3歳以上及び満3歳未満の保育の必要量を認定するほか、満3歳以上の教育を認定する仕組みとなっている。